

**理事および監事、評議員、評議員選任・解任委員の
報酬等における支給基準**

社会福祉法人 鷹 羽 会

理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員に対する報酬等の支給の規準について次のとおりとする。

1 評議員に対する報酬は、次のとおりとする。

社会福祉法人 鷹羽会 定款

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は無報酬とする。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

2 役員に対する報酬は、次のとおりとする。

社会福祉法人 鷹羽会 定款

(役員の報酬等)

第21条 役員のうち、理事長には、別表 1 のとおり報酬等を支給する。ただし、当法人の職員を兼務する場合は、併用の支給はしないものとする。

2 理事または監事は無報酬とする。なお、費用弁償については報酬等に含まれない。

別表 1

役 職 名	報 酉 額
理 事 長	月 額 100,000 円

平成29年 3月17日
令和2年 4月 1日 改正